

「自然目的として見る」ことの文法

～カントの有機体論からの展望～

八幡 英幸

この論文ではカントの有機体論を解釈する。私はその際、カントの有機体論が目的論の一部をなし、目的論が『判断力批判』に組み込まれていることを重視したい。『判断力批判』がまず掲げるのは自然と自由の関係への問いである(KU, XXff.)¹。このおなじみの主題は、歴史、宗教、芸術など人間の活動が具体的に展開される様々な領域で、様々な仕方で解釈されてきた。私はカントの有機体論を見直すことにより、そのような解釈にまた一つのバージョンをつけ加えたいと思う。とはいえ私がこの論文でねらうのは、歴史や宗教といった大きな主題ではなく、身体や行為といった、自然と自由の関係にとってより基本的な主題に有機体論の視点を結びつけることである²。

まず第一節では、カントが有機体を意味する「自然目的(Naturzweck)」という概念を新たに形成した過程を追い、その内容を明らかにする(「目的論的判断力の分析論」)。また第二節では、その適用について考察する。カントは自然目的概念の適用をめぐる二律背反が生じることを指摘しているが、問題は機械論的因果性と目的論的因果性の関係にある(「目的論的判断力の弁証論」)。この論文ではさらに「自然目的として見る」という反省的判断力のはたらきに着目し、それを支えるある種の規範(文法)について考察する。そこには心身関係や行為につながる視点が見出だされる。

¹引用箇所の略号と数字は、以下の通りカントの著作と当該の版のページを示す。

(KU, ...) *Kritik der Urteilkraft* (1790, 1793) 2.Auflage

(KrV, B...) *Kritik der reinen Vernunft* (1781, 1787) 2.Auflage

(KpV, ...) *Kritik der praktischen Vernunft* (1788) 1.Auflage

(GL, ...) *Grundlegung zur Metaphysik der Sitten* (1785) Akademie-Ausgabe IV

(Op, ...) *Opus postumum*, Akademie-Ausgabe XXI-II

なお、引用文中の「……」は原文を筆者の判断によって省略したことを示す。

²有機体論から自然と自由の関係を考えるには、自然神学と道徳神学の関係を検討するという方法もある(KU, 400ff.)。cf. Düsing, K. *Die Teleologie in Kants Weltbegriff* (1968) Bonn, S.197ff.

第一節 自然目的概念と二種類の因果性

1) 目的論的判断の事実

『判断力批判』の目的論は、自然探求にともなう目的論的判断の事実を認めることから出発する。いわゆる権利問題はさておき、「目的論的判断力の批判」の冒頭には次のような事実認定がある。「目的に従う自然の諸結合や諸形態という概念は、単なる自然の機構(Mechanism)に従う因果性の法則では十分ではない場合に、自然の現象を規則へともたらすための、少なくとももうひとつの原理である」(KU, 269)。ここで「単なる自然の機構に従う因果性の法則では十分ではない場合」と言われているものの代表が有機体、特に動植物である。すなわち「動植物の解剖を行なう人々は、その構造を探求し、なぜどんな目的のためにその諸部分が……存在しているのかを洞察できるように、そうした産物においては無駄なものは何もない、という格率をどうしても採用せざるをえない……」(KU, 296)。

例えば、目は優れた光学機械としての機能を果たしていると言われるが、そのような「機能」についての議論が認められるなら目的論まではあと一歩である。次のような問いがなされよう。目はなんらかの原因で結果的に見る機能を備えたにすぎないのだろうか。それとも、目はやはり事物を「見るために」存在し、そのための機能を発展させてきたのだろうか。およそ機能を結果と同一視する人は機械論の立場に立つ。だが、生物がその複雑な機能を備えるにいたった経緯を単なる原因から説明できるという見込みは今もたっていない。これに対し、目的論は類比的な性格を持ち科学的な議論としては疑わしいにせよ、確かに機能を理解しやすくする。「目的論的判断力の批判」では、このようにして自然探求に導入される「もう一つの原理」としての目的論を正確に位置づける試みがなされ、特に動植物のような有機体に対応する「自然目的(Naturzweck)」という概念が新たに形成される。

2) 『純粹理性批判』における有機体

ここでは「目的論的判断力の批判」の解釈を始める前に、そこで結果的に自然目的概念と等置される有機体概念の『純粹理性批判』での扱いを簡単に見ておきたい。その「第二アンチノミー」における有機体概念の扱いは、自然目的概念の特殊な位置づけを暗示している。そこでは次のように言われる。「無限に組織された有機体(organischer Körper)においては、まさにその概念によって、

その全体がすでに分割されたものとして表象される」(KrV, B.554f.)。つまり有機体概念は、無限に分割を繰り返しても無機的な部分に達しないことがすでにわかっているような、そのような事物を意味する。それゆえ「それ自体として規定された、しかし無限な部分の数量が……その全体[有機体]のうちに見出だされ、それにより人は矛盾に陥る」(KrV, B.555)。つまりある事物を有機体と見なすことは、その事物の無限に多くの部分が全体としてすでに解明されているものと見なすことを意味するが、カントは有限な悟性の立場からそれは不可能だと考えたわけである。

このような有機体論は「第二アンチノミー」のメインテーマではない。そこで矛盾に追い込まれる有機体概念はライプニッツ＝ヴォルフ学派の「自然機械(natürliche Maschine)」としてのそれに近く³、むしろ反駁の意図から持ちだされたものである。その限りでは、有機体概念は認識論的に矛盾を含んだ概念として放棄されてもよかったはずである。だがここで重要なのは、動植物のような有機体の事例(と思われるもの)が存在し、それらが経験的な自然探求の対象となることである。このことにより、有機体概念に含まれる認識論的な矛盾が具体的な探求の局面にまで降りてくる。もちろん正確には有機体概念は概念というよりも理念である。だがそれは自然探求にともなう目的論的判断の事実により、いわば経験に対応する理念とでも言うべきものとなる。

このような理念のあり方は確かに疑念を呼ぶ。理念とは、第一義的には経験一般の可能性を越えて概念を拡張したものだから。『純粋理性批判』が推奨する理念の統制的な使用にしても、まず「集合的統一」のための「虚焦点」の設定として説明される限りにおいては(KrV, B.672)、概念による認識をいわば後から体系化するためのものにすぎないように思われる。しかし『純粋理性批判』のさらに後の箇所では、カントは解剖学を例にあげて「合目的的連関」の理念が自然探求の過程で個別的な対象に適用されることを説明している(KrV, B.716)。それは理念の統制的な使用の特殊な形態であり、いわば「探求の導きの糸」としての適用である。だが「合目的的連関」の理念がどのような意味内容を持ち、いついかなる場合に適用されるのかといった点はさしあたり不明である。また、そのような目的論的な理念が「第二アンチノミー」の有機体概念に見られるような問題点を乗り越えて、自然一般の認識とどのように調和する

³この指摘はハイムゼートに負う。Heimsoeth, H. *Transzendente Dialektik : Ein Kommentar zu Kants Kritik der reinen Vernunft* (1967) Berlin, Walter de Gruyter & Co., S.327

のかという点もやはり不明である。

3) 内的合目的性と偶然性

「目的論的判断力の分析論」の議論は以下のように進む。カントはまず、自然の産物の相互の關係に認められる外的な合目的性と個々の産物それ自体に認められる内的な合目的性を区別する (§63)。前者の例をあげれば、「エゾマツが成育するために太古に砂地が形成された」とする判断がそれにあたり、これには「エゾマツは自然の目的である」という後者に属する判断が前提される。それゆえカントは後者に優位を与え、自然の産物でありながらそれ自体で目的と見なされるような存在を概念的に規定する作業を行なう。カントはそうした存在を特に「自然目的」と呼ぶが (§64)、その概念規定が「分析論」の最大の課題である。結果的に自然目的は有機体と同一視されるので、自然目的概念の規定は同時に有機体の定義となる (§65-6)。その後カントは再び自然の産物の相互の關係に視点を移し、「体系としての全自然」の合目的性の検討へと議論を進める (§67)。だがこの論文では、主に動植物のような個々の有機体を念頭において内的合目的性を検討し、外的合目的性についての議論は両者の相違を明らかにするために紹介するにとどめる。

カントの内的合目的性についての議論は、それ自体を一つの目的であると見なさざるをえないような事物に共通する特質を指摘することから始まる。そこで指摘されるのは、事物の形態の偶然性 (Zufälligkeit) である。ここで偶然性と言われているのは、ある事物が現にあるような形態で存在することが単なる自然の因果性によっては説明できないという意味である。カントが例としてあげたのは、「誰かが、見たところ誰も住む人がいないような土地で、例えば正六角形のような幾何学図形が砂の上に書き残されているのを見た」(KU, 285) 場合である。確かにそのような場合には、「彼が思いつくような砂、隣接する海、風、あるいは足跡をつける動物など、あるいはそれ以外の理性を持たない原因のいずれも、そのような形態が生じる可能性の根拠とは見なされない」(a.a.O.) だろう。そのような形態は、おそらくは人間の、六角形を描くという特定の目的によるはたらきかけによって生じたと思われるし、そう考えなければ説明がつかないだろう。

この例は直観的にはわかりやすい。だが、そこで言われる「偶然性」と目的論的判断の關係については考察の余地が残されている。まず確認しておかなければならないのは、カントが常に合目的性を偶然性と結びつけて語っているとい

うことである。「その現実存在や形態がある目的の制約のもとでしか可能であるとは考えられないような事物の概念は、その(自然法則の点での)偶然性の概念とわがちがたく結びついている」(KU, 335)。カントはまた、偶然性の否定は合目的性の否定につながるとしてスピノザを批判している(KU, 325)。少なくとも、カントが「自然法則の点での偶然性」を目的論的判断の必要条件と見なしていることは確実である。だが、この偶然性はどれぐらい強い意味にとればよいのだろうか。つまり、どのような場合に自然の因果性による説明が挫折したと見なせばよいのだろうか。また、そのような偶然性はそれだけで事物を合目的的なものと見なすための十分条件なのか、それとも必要条件にすぎないのだろうか。

問題の偶然性を、先の砂上の六角形の例に見られるように、「理性を持たない原因のいずれも、そのような形態が生じる可能性の根拠とは見なされない」(下線筆者)という最も強い意味にとるならば、確かにそこには理性的な原因しか「可能性の根拠」は残らないことになる。カントは原因のない事象を認めないから、これは目的論的判断の十分条件となりそうである。しかし「理性を持たない原因」のすべてを検討することは原理的に不可能だから、この解釈はそのままでは成立しない。実際には「自然法則の点での偶然性」は暫定的にそう言われるにすぎず、問題は見切りのつけ方ということになる。先の例で言えば、砂の一粒ごとの組成や形態についても特定の原因が見当たらない可能性は大きい。私たちはこの事例では機械論的な説明を見限らないだろう。カントの表現を用いて言えば、これは「盲目的にはたらく諸原因の機構(Mechanism)」(KU, 304)に帰せられる事例である。少なくともここでも言えることは、さしあたり特定の自然的な原因が見つからないというだけでは目的論的判断には不十分だということである。

4) 自然目的概念の規定

さて、ここまでの検討では自然の産物と技術の産物の区別はまだ導入されていない。「自然法則の点での偶然性」を帯び合目的的なものと見なされる事物には、技術の産物もまた含まれる。それゆえカントは技術の産物を排除するための条件を追加し、自然の産物でありながら目的論的判断の対象となるもののクラスを確定しようとする。そこで提示されるのが「自然目的」という特殊な概念である。まず最初に提示されるのは、樹木のモデルに対応する原因—結果の関係による定式である。だがこれは暫定的なものにすぎないとされる (§64)。

次に提示されるのは、時計のモデルに対応する部分と全体の関係による定式に、技術の産物を排除するような原因－結果の関係を加えて仕上げたものである (§65)。この定式は最も詳細なものであり、カントはさらにこれをパラフレーズしたいくつかの定式を示している。そこには有機体の定義とされる定式が含まれる (§66)。

最初の定式は次のようなものである。「事物はそれ自体の結果でも原因でもある場合には、自然目的として存在する」(KU, 286)。カントはこの箇所では、事物が「それ自体の結果でも原因でもある」ということが通常の自然の因果関係ではないことを示唆するだけで、なぜそれが自然目的概念の内容になるのかを説明しない。むしろこの箇所では、まず「自然目的として存在する」事物の実例を示し、問題状況を直観的に把握しやすくすることに主眼がある。第一の定式はそのガイドラインである。事物が「それ自体の結果でも原因でもある」ということは樹木の例を通じて自己の再生産の意味に解釈され、その実例が三通りの仕方でも示される(KU, 286ff.)。まず、ある樹木の個体は種子を通じてまた別の個体を生み出すが、これは種としての自己の再生産を意味する。次に、樹木は様々な物質を同化することにより成長するが、これは個体としての自己の再生産を意味する。さらに、葉や幹や根といった樹木の諸部分は相互に依存しあって全体の恒常性を維持し、樹木の成長を可能にするが、これは諸部分の相互的な再生産を意味する。

こうした樹木の実例による説明は、内容的には次に見るより詳細な定式を先取りしていると言える。だがこの最初の定式そのものには概念的な分析が欠けており、それは「本物でない未規定的な表現であり、規定された概念から導出する必要がある」(KU, 289)。そのため次の定式はア・プリオリな議論によって導出される。その過程では、自然および技術に対応する二種類の因果性の概念が手引きにされ⁴、それによりどのような意味内容が自然目的概念に含まれるべきなのかが明らかにされる。ここではまず、次なる定式の導出の前提となる二種類の因果性の位置づけを確認しておく必要がある。

まず機械論的な自然の因果性については、その一方向性が指摘される。「単に悟性によって思惟されるかぎりでの因果結合は、常に下向きに進む(原因と結果の)系列をなす連結である。他の事物を原因として前提し、その結果として生じる事物が、同時に逆にその原因でもあることはできない」(a.a.O.)。例え

⁴詳しく検討する余裕はないが、カントはここで因果性のみを論じ相互作用には触れておらず、このことは議論の説得力を減じているように思われる。

ば地震は津波の原因になりえても、津波は地震の原因とはなりえない。これに対し、技術の因果性は「(目的に関する)理性概念による因果結合」であり、これは「系列として考えれば同時に下向きにも上向きにも依存性を持つ」(a.a.O.)結合である。カントのあげた例で言えば、家屋の建設は後の家賃収入の原因であるが、それに先立って家賃収入は、それが家主の目的となることにより家屋の建設の原因でもあったわけである。ただしこの場合には、結果が直接に原因を規定するのではなく、結果の表象が人間の意志を通じて間接的に原因を規定するという点に注意する必要がある。カントが機械論的因果性を「実在的原因の連結」と呼ぶ一方で、技術の因果性を「理念的原因の連結」と呼ぶことはこのことを示唆している。

さて、自然目的概念の定式の導出は二段階にわたって行なわれる。その第一段階では、まず次のような定式が導かれる。「自然目的としての事物にまず第一に要求されるのは、その諸部分が(その現存在と形態の点で)全体との関係においてのみ可能だということである」(KU, 290)。この文だけではわかりにくいですが、ここでは技術の因果性が手引きとして用いられ、その産物がイメージされている。時計の例で言えば、製作者の心にその全体の表象があったからこそその歯車やぜんまいは生み出された、と言える。結果の全体の表象がその生成の原因を規定したのである。「そのような事物は一つの目的であり、そこに含まれるべき事柄の全てをア・プリオリに規定しなければならない概念あるいは理念のもとに把握されている」(a.a.O.)。つまりここでは、自然目的としての事物を「技術の類似物(Analogon der Kunst)」(KU, 293)と見なす手続きがとられていることになる。だがこの類比はそれだけでは不十分である。言うまでもなく、自然目的の場合にはその全体の表象を心に抱くような製作者を外部に想定してはならないからである。

次の段階では、こうした技術の産物との類比の不十分さを補う条件がつけ加えられ、自然目的概念の定式が仕上げられる。その条件とは、内的な合目的性を持つ自然の産物はもっぱらその内部の要因によって生じなければならないということである。「[自然目的としての事物に]第二に要求されることは、その事物の諸部分は互いにその形態の原因でも結果でもあることにより、全体の統一をなすように結合されねばならないということである」(KU, 291)。この定式は、諸部分の相互的な因果関係の単なる集積から事物の全体が生じると主張するものではない。諸部分の相互的な因果関係から全体が生じるのではあるが、その生成はやはり全体との関係によってのみ可能になると考えられる。「作用

因の連結が同時に目的原因による結果と見なされる」(a.a.O.)のである。ただし、部分から全体へと進む機械論的因果性と、全体から部分へと進む目的論的因果性をどのように調停するのかという点には疑問が残る。

5) 自然目的概念と有機体概念

このようにして導出された自然目的概念の定式は、さらに二度ばかりパラフレーズされる。カントは次第に「規定された概念からの導出」という当初の方法を離れ、経験的な知識を導入しながら自然目的と有機体を同一視するところまで議論を進める⁵。まず自然目的としての事物においては、「各部分は他の全ての部分によってのみ存在するとともに、他の諸部分や全体のために存在するもの、つまり道具(器官)と見なされる」(a.a.O.)。これは技術の産物に対応する全体と部分の関係による定式を言い換えたものである。ここでは時計の歯車を想定すればよい。「しかしこれだけでは十分ではない。……むしろそうした部分は他の諸部分を産出する器官(Organ)と考えられる」(KU, 291f.)。これは部分の相互の因果関係により全体が形成されるという内容の言い換えである。ここでは樹木が種および個体として自己を再生産するという先の例を思い浮かべればよい。

このパラフレーズに用いられた「道具」ないし「器官」という言葉には、目的-手段関係が含意されている。特に「器官」には、それ自体が組織を形成する(organisieren)活動の目的であるとともに、そうした活動の手段でもあるという二重の意味がある。カントはそのような器官を備え自己を再生産する事物を自然目的と見なすわけだが、これはまさしく有機体である。「そうした産物は有機的に組織され、また自らを有機的に組織する存在者として、自然目的と呼ぶことができよう」(KU, 292)。カントは有機体(Organismus)という表現を用いる代わりに、有機的に組織された存在者(organisiertes Wesen)あるいは産物という表現を用いる。「有機的に組織された産物は、他の事物との関係を離れて単独で考察しても自然の目的として可能なものとしか考えられないような、自然における唯一の存在者である」(KU, 295)。ここではすでに自然目的は有機体と同一視されている。それゆえ最後に最も簡潔なものとして提示される目的-手段関係による定式は、「内的合目的性の判定原理」であるとともに有機体の定

⁵自然目的は最初から有機体と同一視されがちだが、それではカントが前者を分析した意味がなくなる。cf. Macfarland, J. F. *Kant's Concept of Teleology* (1970) Edinburgh U.P., p.104f.

義でもあるとされる。「有機的に組織された自然の産物においては、あらゆるものが目的であるとともに、互いに手段でもある」(KU, 295f.)。

しかしこのような議論の展開には疑問がある。それは、ここで自然目的と同一視された有機体(正確には有機的に組織された産物)の概念が、いかなる資格を持つものとして議論に導入されたのかが不明瞭だからである。一方では、有機体が含意するような「そのような種類の因果性の可能性はア・プリオリには全く洞察されない」(KU, 295)から、その概念は経験的に形成されたものでしかありえない。現に私たちが出会う有機体は、「実践的な目的ではなく自然の目的であるような目的の概念にはじめて客観的な実在性を与え、それにより自然科学に目的論へ向かうための根拠を与える」(a.a.O.)。しかし他方では、有機体はその実在性を証示するかに思われる自然目的の概念を分析すると、そこには不明瞭な仕方では機械論的因果性と「理念的原因の連結」たる目的論的因果性が接合されていることがわかる。それゆえ有機体概念は、自然法則を踏み越えるような理念的な内容を持つものとして、しかも経験的に形成された概念なのだと考えられる。

『判断力批判』の具体例から見て、カントが動植物を有機体と見なしているのは確実である。確かに、動植物は複雑に組織された「器官」を備え、種および個体としての「自己産出」を行なっているように思われる。有機体概念は、こうしたものを観察するなかで目的論的な含意を持つものとして形成されたのだろう。しかし、そもそも動植物を構成する諸部分に、目的-手段関係を含意する「器官」「自己産出」といったものを見て取らなければならない必然性があるだろうか。そのような判断には確実な根拠がないように思われる。というのも、「実在的原因の連結」たる機械論的因果性に従うもの以外には客観的な事物の特性は考えられないから。どのような動植物の属性にも、そうした目的論的な含意を持つ名称と呼ばねばならない必然性はない。にもかかわらず、私たちは有機体という言葉で動植物のような特定の存在者を思い浮かべる。このことは、私たちがそうした存在者をすでに目的論の観点から見ていることを意味する。それゆえ奇妙に思われるかもしれないが、私たちは有機体に属する事物を自然目的と見なすのではなく、すでに自然目的として見られた事物を有機体と見なしていると考えられるのである。

6) 残された問題

次節で見ていくように、カントは自然目的概念をさしあたり自然探求を導く

格率として維持することを勧める。この位置づけはいかなる客観的な属性にも対応しない概念にふさわしい。さらにカントのお気に入りへの表現を用いて言えば、それは反省的判断力のための統制的原理である(KU, 295, 315)。反省的判断力は個々の事物にあてはまる概念を見出だすはたらきであるが、それは帰納的な手続きによるものではない。むしろそれは、「私たちが客観的にはそれに関する法則を全く持たないような……対象についての反省の原理であるにすぎない法則へ包摂する」(KU, 312)はたらきである。自然目的概念はここで「反省の原理であるにすぎない法則」と言われているものにあたる。それは客観的に事物に妥当するような概念ではないが、さしあたり暫定的に対象を包摂することにより、その解明を促進することが期待される「導きの糸」である。「器官」「自己産出」等を含意する有機体概念も、この「導きの糸」によって形成されたと考えられる。

だがこのような位置づけをしても、動植物のような特定の場合に「自然目的として見る」ことが必要になるのはなぜかという疑問は残る。カントは「その可能性のために、盲目的にはたらく原因の機構を越えて別の原理を探すことを必然的にするわけではないような事物」(KU, 304)についても語るわけだから、そこには説得力のある区別がなければならない。確かに、ここで有機体概念を持ちだし、「器官」「自己産出」等を区別の基準にすることはさしあたり経験的には有効である。だがすでに見たように、そうした概念の根底には目的論的判断がある。それゆえ、客観的な基準などはないにせよ、まず「自然目的として見る」という根底的な判断に、いわば文法がなければならない。これに加え、機械論的因果性と目的論的因果性の接合の問題も未解決のまま残されている。科学の要請として、自然目的概念や有機体概念への暫定的な包摂はできるだけ機械論的因果性による規定で置き換えられねばならない。それゆえ、二種類の因果性は特定の対象において少なくとも重ねあわされているものと見なされねばならない。

第二節 「自然目的として見る」ことの文法

1) 技術的实践との類比

すでに見たように、自然目的概念はそれ自体で合目的性を持つような自然の産物に対応する。それゆえその適用はまず個体としての自然産物に限られるわけだが、何を個体と見なすかという点には問題が残る。カントが内的な合目的

性を持つ産物として想定しているのは、樹木や牛や馬といった動植物の個体である。これに対し、それらを含む生態系のようなものは個体とは見なされず、個々の産物の外的関係に解消される。例えば牛や羊のような草食動物と草との食物連鎖を想定した場合、「草は牛や羊のために存在しているか」(KU, 301)という問いかけはなされても、「この生態系全体がそれ自体として一つの目的であるかどうか」という問いかけはなされないだろう。だが内的に完結した個体と見なされるものと、その外的な関係に解消されるものとの相違はどこにあるのだろうか。

このことを考えるには、自然目的概念に含意された全体と部分の関係が参考になる。自然目的としての事物においては、その諸部分がそれとの関係によってのみ可能なものと見なされるような「全体」が意識されなければならない。とはいえ事物の全体がすでに規定し尽されたものとして与えられる必要はないし、またそれは不可能である。ここでは『純粹理性批判』の「第二アンチノミー」で前提されているように、事物が「直観に与えられる一つの全体的なもの」(KrV, B.551)として意識されるだけでよい。そういう意味では、私たちの身体に比較的近いサイズの動植物を全体として捉えることは容易である。これに対し、複雑に絡み合い、場合によれば地球規模にまで広がりかねない生態系のようなものを全体として捉えることは困難だと言わねばならない。また系をそこまで拡大するなら、地球の外的関係にまで系を広げないという理由はなくなる⁶。

このように考えていくと、次のような推測が許されるように思われる。すなわち、自然目的概念の適用においては技術的実践の場合と同じような仕方での限界が定められるのではないだろうか。技術的実践においては行為によって意のままにできる出来事の範囲が限定され、その全体が配慮されねばならない。その中心にはもちろん身体運動がある。目的論的判断においては、そうした技術的実践の視点が自然に移され、自然目的概念の適用範囲がそれとの類比によって決定されるのではないだろうか。この推測を補強するように思われるのは次のような有機体の位置づけである。「自然は自らを有機的に組織するものであり、有機的な自然の産物のいずれの種においても、全体としては一様な形に組織化が進行するにしても、事情によっては自己保存に必要な変更を適宜受け入

⁶カントは「体系としての自然全体」の合目的性についても考察している (§67, §75)。これは事物の外的関係を越えた「全体」であるが、そうしたものは思惟されても直観には与えられない。

れる。生の類似物(Analogon des Lebens)とこれをこれと呼べは、おそらくこの探知しがたい性質に一層近いだろう」(KU, 293)。むろんカントの言う「生(Leben)」は、恒常性の維持や代謝反応によって定義されるような生物学的な意味での「生命」ではない。むしろ「生とは、ある存在者が欲求能力の法則に従って行為する能力のことである」(KpV, 16Anm.)。

自然目的概念については、すでに見たように自然の因果性と技術の因果性をともに生かす形でその定式化が行なわれた。その結果、自然目的の適用は時計のような技術の産物の類似物というよりは、そうしたものの制作を行なう実践的な能力の類似物に対して行なわれることになったのである。しかし、このような類比にもとづく適用を認めるなら、目的論は単に主観的なものになってしまうのではないだろうか。有機体の合目的性は、いずれ機械論的な規定によって置き換えられるほかない単なる見かけにすぎないのだろうか。このような疑問に答えるためには、さらに「目的論的判断力の弁証論」を参照し、反省的判断力のはたらきを詳しく検討していかなければならない。

2) 反省的判断力と規定的判断力

「弁証論」では客体への自然目的概念の適用についての態度が問題になり、そこに含意される二種類の因果性の関係に光があてられる。すなわち、機械論的因果性は自然の産物一般に認められねばならないから、問題になるのは特殊な産物の合目的的な見かけが機械論的因果性に解消されるかどうかである。つまり、目的論的因果性はいずれ機械論的因果性に解消されるとする見方と、目的論的因果性は機械論的因果性には解消されないとする見方ができることになる。カントはこれを二つの格率として位置づける。「第一の格率は、物質的な事物とその形態の産出は、すべて単に機械論的法則に従って可能であると判定されねばならないという命題である。また第二の格率は、ある種の物質的自然の産物は、単に機械論的法則に従って可能であるとは判定されない(そうした産物の判定には……目的原因の因果性の法則が要求される)という反対命題である」(KU, 314)。

カントによれば、これらは反省的判断力の格率としては互いに矛盾しない。すでに見たように、反省的判断力は暫定的に「反省の原理であるにすぎない法則」へと対象を包摂することにより、その解明を促進する。例えば、眼球の機能をさしあたり目的論的に全体として捉えることは、そのメカニズムを包括的に解明する手掛かりになる。そのような反省的判断は探求の途上においてなさ

れるので、ある特定の事例において目的論的因果性と見なされたものが機械論的因果性にうまく解消されるかどうかは、その時点では決定されない。まして目的論を自然探求から原理的に排除できるかどうかの決定は、すべての自然探求が完了しないかぎりできない。またそうした決定がなされるなら、反省的判断は不用になる。言い換えれば、私たちは反省的判断が求められる地点にとどまるかぎり、先の二つの見方の対立に最終的な決着をつけることはできない。カントが二つの格率は矛盾しないというのは、このような非決定の意味においてである。

ところが、同じ二つの見方が規定的判断として主張される場合には、それらは「客体そのものの可能性に関する構成的原則」(KU, 314)と見なされる。そうなれば私たちは次のような二者択一を迫られることになる。「命題、物質的な事物の産出はすべて単に機械的法則に従って可能である。反対命題、ある種の物質的な事物の産出は単に機械的法則に従っては可能ではない」(KU, 314f.)。先に見た反省的判断力の格率と比べると、ここでは「判定(*beurteilen*)される」という表現が省かれていることがわかる。カントはこのような客観化された二者択一をいくつか示している。「この〔目的論的判断の〕原則は単に主観的に妥当するにすぎないのか……、それとも自然の客観的原理であり、それによれば自然にはまた別の種類の因果性、つまり目的原因の因果性が帰属するか……」(KU, 318)。この二者選択のうち前者は暫定的な格率と思われるが、実は目的論が「便宜的な手段」(KU, 320)でありいずれは機械論に解消されるとの断定を含意している。さらに次のような二者選択もある。「自然の技巧に関する……哲学体系は二通りあり、それは自然目的に関する観念論の体系および実在論の体系である。前者は自然のあらゆる合目的性は意図的ではないと主張し、後者はそのうち若干のものは意図的だと主張する」(KU, 322)。

カントはこのような客観的な二者択一を拒否し、反省的判断力の立場、つまり探求の途上での非決定の立場を選択する。これには二つの理由が考えられる。第一の理由は、自然目的概念がおよそ客観的な概念ではないということである。また第二の理由は、個々の事物において機械論的因果性がどのような形をとるかは予想できず、そのバリエーションは網羅できないということである。カントはまず「自然目的といったものは説明できない」という表現で第一の理由を示し(§74)、さらに「私たちが自然目的概念を持つことを可能にする人間の悟性の特質」という表現で第二の理由を示している(§77)。まず第一の理由により、自然目的としての事物が独自なものとして存在するとは言えない一方で、その

ような事物はありえないということを証明することもできない。また第二の理由により、すべての自然の産物が機械論的に説明できるとは必ずしも言えないが、機械論的に説明できない事物が存在するとも言えない。カントは最初に二つの格率を提示した時点から、実はこの二つのことを同時に言おうとしている。そのため「弁証論」の議論は、次に指摘するような点に不明瞭さを残している。ただし、私たちがここで反省的判断力の立場に立つしかないということを言うためだけに以上の理由で十分である。

3) 格率の必然性

「弁証論」で不明瞭なのは、機械論的に説明できない事物がないとは言いきれないということと、自然目的としての事物がありえないわけではないということ、この二つの事柄の関係である。カントが最初に提示した二つの格率のうち反対命題とされるものには、この二つのことが同じことであるかのように表現されている。もちろん機械論的因果性だけですべての説明が完了するなら、目的論は単なる見かけにとどまる。しかし砂のような無機物の例を考えればわかるように、機械論的な説明が事象を網羅しないからといって、必ずしも目的論が要求されるわけではない。むしろ両者は、自然探求において現にそうであるように、自然目的概念は機械論的な説明の不十分さを補う手段の一つと見なせないことはない、という弱い結びつきしか持たないはずである。言い換えれば、機械論的な説明に不十分さが生じることを余儀なくする「人間悟性の特質」は、たとえ「私たちが自然目的概念を持つことを可能にする」としても、それを必然的にはしない。

ところが、カントは目的論的判断の格率の必然性を主張しているように思われる。「自然のある種の事物(有機体)およびその可能性については……、目的原因の概念にしたがって判断されねばならないという原則の正しさはこれまで誰によっても疑われたことがない」(KU, 322)。それどころか「私たちは……勤勉に観察を続けて自然を探求しようとするならば、是非とも自然の根底にある種の意図の概念を置かざるをえない。それゆえこの概念はすでに……絶対に必然的な格率である」(KU, 334)。この表現を文字通りに理解するなら、カントは格率の必然性を論証していなければならない。また、そのような論証が見られるとすれば次の箇所である⁷。「[人間にとっては]特殊なものはまさに特殊

⁷有機体は「草の葉すら」機械論的に解明できないという、目的論の必然性につながる断定も見られる(KU, 337f., 353)。だがこれは「弁証論」の基本的枠組みを

であるがゆえに普遍的なものに対してある種の偶然性を持つが、にも関わらず理性は自然の特殊法則を結合するにあたって統一、つまり法則性を要求する(そのような偶然的なものの法則性は合目的性と呼ばれる)……。それゆえ人間の判断力について言えば、その産物における自然の合目的性の概念は自然に関して必然的な概念である……」(KU, 344)。これに類する論証はこれに続く節においても繰り返される (§77)。

ここでカントは「人間の悟性の特徴」に訴えるア・プリオリな論証を試みている。だがそれにより論証されたのは、自然探求には「偶然的なものの法則性」としての合目的性が不可避的に要請されることだけである。この要請は、いまだ客観的な概念規定を持たず「自然法則の点で偶然的」な対象も、いずれは法則的な規定の下に置かれるだろうという認識能力にとっての合目的性を仮定するものにすぎない。それは判断力一般のための形式的合目的性の原理である (KU, XXIXff.)。『判断力批判』の序論が示すように、この原理の必要性はア・プリオリに論証できるとしても、それを仮定することによりどのような「特殊法則の結合」が見出だされるかはア・プリオリには言えない。しかるに「その産物における自然の合目的性の概念」はまさにそのような「特殊法則の結合」の一つである。それゆえ、必然性の論証は実質的合目的性には達していない。以上の検討から言えることは、目的論の格率の必然性をア・プリオリに論証する試みは失敗したにせよ、それを廃棄する客観的な根拠はなく、これを維持してもよいということだけである。

4) 重ねあわせの問題

さらに検討すべき問題が残されている。それは前節でも指摘した、機械論的因果性と目的論的因果性の接合の問題である。両者の関係については、反省的判断に特有の非決定の立場に立つことすでに決着がついたように思われるかもしれない。ところが、カントは「弁証論」の最後の節で両者の関係をあらためて検討し直している (§78)。そこで問題になるのは、機械論的因果性による説明と目的論的因果性による考察を相互に厳密に関係づけることができないということである。つまり「双方の原理を、一方が他方によって説明(演繹)できるような〔二つの〕原理として同一の自然の事物において結合することはできない」(KU, 356)。このことは反省的判断力にとっては自明のこととも言える。だがそれにより、探求の対象の同一性に関する疑問が生じることになる。

例えば「花が咲くことにより実がなる」「実をならせるために花が咲く」という二つの判断について言えば、それが同一の事態を示していることは明らかだと思われるかもしれない。しかし明らかに思われるのは、二つの判断に示された因果関係の両端にすぎない。問題は「花が咲く」という出来事と「実がなる」という出来事の結びつきにある。例えば「花が咲く」までには様々な原因が関与するはずだが、「実をならせるために」という目的論的な表現に対応する原因は、いつどのような形ではたらくのだろうか。こうした点がさしあたり不明であるにせよ、二種類の判断の対応がいずれ確認されるという保証がなければ、「安心してこの二つの原理に従って自然法則を探求してよい」(KU, 359)とは言えないだろう。

こうした点を考慮に入れると、私たちが反省的判断では満足できず、機械論的因果性と目的論的因果性の関係に決着をつけたくなる理由がわかる。それにより「弁証論」の問題設定も説得力のあるものになる⁸。しかし、私たちはやはり両者の関係についての規定的判断を得ることはできないとすれば、どうすればよいのだろうか。カントの答えは次のようなものである。「この双方の原理に従って自然が判定される場合、両者の調和を可能にする原理は、両者の外に(したがって自然についての可能的な経験的表象の外に)ありながらしかもそうした表象の根拠を含むもの、つまり超感性的なものに置かれなければならない……」(KU, 357)。これは物自体としての自然である。それゆえ「この超感性的なものについては、これが経験的法則に従う自然の判定を可能にする根拠であるという未規定的な概念以外には何も与えられず、この概念をどのような述語によってもさらに詳しく規定することはできない」(a.a.O.)。つまり「超感性的なもの」の想定は規定的判断ではありえず、これは確かに「弁証論」の基本的枠組みには衝突しない。

だが、このような想定にはどのような意味があるのだろうか。まず、「未規定的な概念」にすぎないものに二種類の判断を関係づけたとしても、それはとりあえず両者を重ねあわせるだけの意味しかないはずである。また、「超感性的なもの」の想定により、問題が神秘化される危険性もあるのではないだろうか。しかし、こうした疑問は致命的なものではないと考える理由がある。それは、人間の行為や心身関係においても異質な原理の重ねあわせが承認されているか

⁸この論点については次の論文に負うところが大きい。Siewert, D. J. "Kant's Dialectic of Teleological Judgment" in: *Akten des 4. International Kant-Kongress* (1974) Mainz Teil II, 1, S.452-460.

らである。「私たちは人間を自由なものと見なす場合には、人間を自然の一部と見なし自然の法則に服しているものとする場合とは異なる意味と関係において考えている。また、両者は単にうまく調和しようというだけではなく、同一の主体において必然的に結合しているものと考えられねばならない」(GL, 456)。例えば「スイッチを押すために手をのぼす」場合には、「スイッチを押すために」という表現に対応する原因がいつどのような形ではたらくかは不明のまま、私たちは「手をのぼす」身体運動と意志の結合を認めている。有機体における異質な原理の重ねあわせは、少なくともこうした結合以上に神秘的だとは言えないはずである⁹。

5) 「自然目的として見ること」の文法

その関係の不明瞭さにも関わらず、私たちが身体運動と意志の結合を認めるよう求められるのは、自らの意志のはたらきが様々な仕方で意識されるという事情による。これに対し、有機体の場合にはそのような事情はない。そこで機械論的因果性と重ねあわされるのは「私の」目的や意志ではありえない。にもかかわらず、それとの類比で考えられるような結合がそこに見出だされるとすれば、それは私たちが自らの行為において意識される結合を投影しているからだと思われる。私たちがある種の事物を「自然目的として見る」ないし「有機体として見る」ということは、私たちがそれぞれ「私の」身体を持ち、「私の」行為をなしうる具体的な主体であるということと不可分である。カントは『オプス・ポストウムム』ではこの点を明確にしている。「私たちは、そのようなものが存在する可能性の根拠をさらに立ち入って理解することはできないけれども、自らを自動機械として意識しているので、物体の有機的な運動力を物体一般の分類にア・プリオリに導入できるし、そうすることが許される」(Op, XXI, 213.10-16)¹⁰。私たちの行為を支える身体は、いわば私たちに最初に与えられる有機体、つまり自然目的の範例なのである。

このことは、この節の最初に行なった推測を補強するように思われる。すなわち、自然目的概念の適用について検討した際には、技術的実践の視点がそれを決定するのではないかと思われた。それは行為によって意のままにできる出

⁹同上。

¹⁰このような主張がなされるのは晩年の「自己定立論(Selbstsetzungslehre)」の文脈においてである。cf. Förster, E. "Kant's Selbstsetzungslehre" in *Kant's Transcendental Deductions* (1989) ed. E. Förster, Stanford U.P.

来事の範囲を限定し、それを「全体」として配慮するような視点である。有機体には、そのような実践を行ないうる能力としての「生の類似物」という位置づけが与えられた。このような類比は目的論を単に主観的なものにするのではないかと考えられたが、「弁証論」の検討により合目的性を単なる見かけと考えることはできないことがわかった。ここではさらに、私たち自身が技術的実践の基盤として意識している身体こそが、他の存在者を「自然目的として見る」ことを可能にする条件なのだということがつけ加えられたのである。

それゆえ、例えば土壌とその上に成育する植物のあいだに引かれる区別は、私たちの足とそれに触れる靴のあいだに引かれる区別の「類似物」である。靴が足の筋肉ほどには必ずしも思うままにならないように、土壌は植物の根に比べてはるかに高い確率で植物を裏切ることがある。区別はまず、このような意味においてなされる。このような見方が奇妙に思えるなら、動植物が体内に取り込んだ物質がいつからその動植物のものとなるかを考えてみればよい。例えば、コップから口へと流し込まれた水分はいつから私になり、いつから私ではなくなるのか。私たちは口にふくんだ水を身体の構成要素とは思わないのと同様に、気孔に付着した水分を植物の構成要素とは思わないだろう。こうした区別には客観的な普遍性や必然性はないとしても、文法と言えるものがたしかに存在する。私たちは「不自然な」判断を排除することができるからである。そうした判断は私たちの身体のイメージを最初の範例として、それに続くいわば「範例的な妥当性」(KU, 67)を持つ。そこには生物学に先立ち歴史的に形成された(おそらく複数の)共通感覚がある。

(やはたひでゆき 日本学術振興会特別研究員)